

第4章 自殺対策の推進体制等

1 自殺対策組織の関係図

町長を責任者とした各課長で構成する「いのちを支える自殺対策推進本部及び各課長補佐等で構成するいのちを支える自殺対策ワーキンググループ」を設置し、自殺対策について庁内全ての部署との連携と協力により、自殺対策を総合的に推進します。

【いのちを支える自殺対策推進本部における所掌事項】

- (1) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること
- (2) 自殺対策の推進に係る普及及び啓発に関すること
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること
- (4) その他自殺対策の総合的な推進に関すること

また、保健、医療、福祉、職域、教育、民間団体等の関係機関や団体で構成する「いのちを支える自殺対策推進協議会」において、関係機関や団体との連携を強化し、社会全体での取り組みを推進します。

本計画における基本施策、重点施策及び生きる支援関連施策については、いのちを支える自殺対策推進本部及びいのちを支える自殺対策ワーキンググループにおいてPDCAサイクルによる評価を実施し、いのちを支える自殺対策推進協議会の意見を取り入れることで、目標達成に向けた事業の推進を図ります。

